

○ 湖南衛生組合議会公印規則

昭和40年10月1日

議会規則第2号

第1条 湖南衛生組合議会（以下「組合議会」という。）に関する公印は、この規則の定めるところによる。

第2条 公印は、次のとおりとする。

(1) 組合議会印

(2) 組合議会議長印

第3条 公印のひな形、書体、寸法及び用途は、別表第1及び第2による。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

別表第 1

公印名	ひな形	書体	寸法	用途
組 合 議 会 印	い	古印体	方 30 ミリメートル	組合議会文書一般用
組合議会議長印	ろ	同	方 27 ミリメートル	同

別表第 2

